

(大切なお知らせ) 建築行為に伴う緑化について

令和6年4月1日から緑化地域及び地区計画に基づく
緑化率適合証明と緑化協議の手続等の一部を変更します！

(令和6年4月1日施行)

【変更のポイント】

- 1 通知書（適合証明通知書、協議結果通知書）交付後に緑化計画を変更する場合の再申請手続きを簡略化します！
- 2 緑化地域と地区計画緑化の重複申請を解消します！
- 3 緑化協議の壁面緑化の算出基準を、緑化地域及び地区計画緑化と統一します！

【変更の概要】

- 1 通知書（適合証明通知書、協議結果通知書）交付後に緑化計画を変更する場合の再申請手続きを簡略化します！

⇒取りやめ届又は取下げ届の提出が不要となり、「緑化率適合証明（変更）申請書」もしくは「緑化協議（変更）申出書」の提出のみで手続きが可能です。（別紙1～3参照）

【変更前】 ⇨ 【変更後（令和6年4月1日から）】



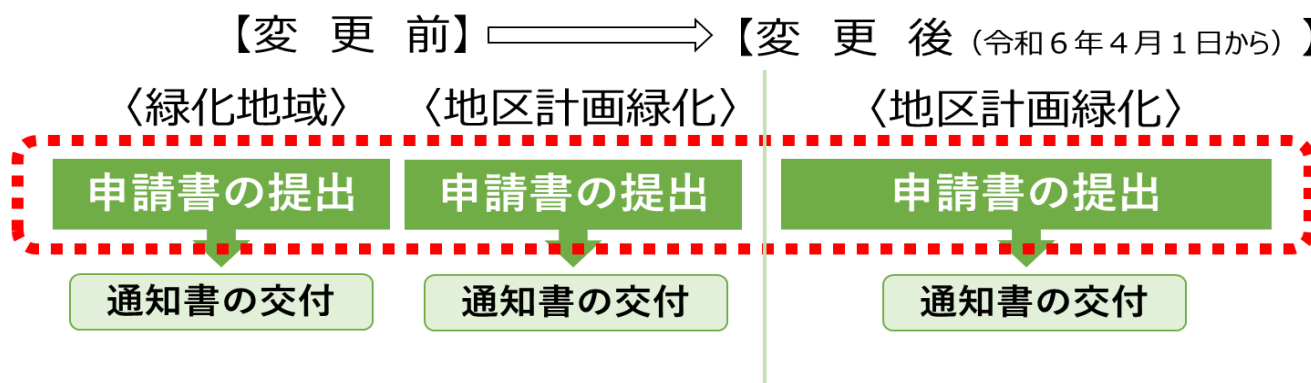
お問い合わせ

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階
横浜市役所 環境創造局みどりアップ推進課 公園緑化協議担当 TEL 045-671-3946



2 緑化地域と地区計画緑化の重複申請を解消します！

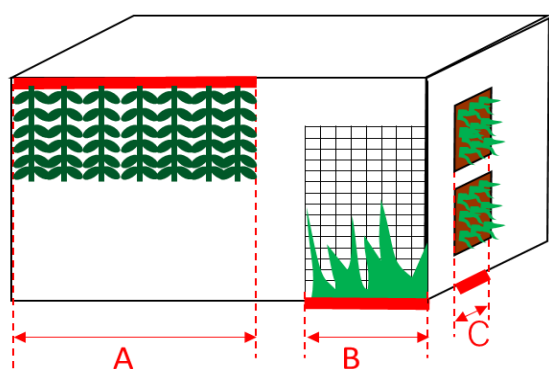
⇒地区計画緑化の「緑化率適合証明申請書」のみの提出で緑化地域及び地区計画緑化の手続きが可能となります。（別紙3参照）



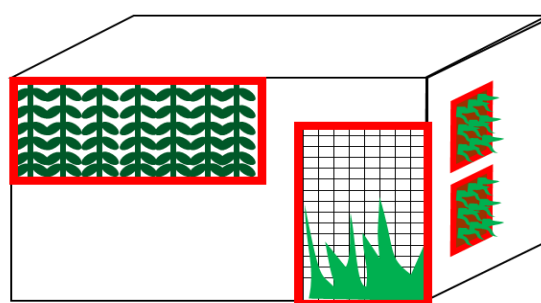
3 緑化協議の壁面緑化の算出基準を、緑化地域及び地区計画緑化と統一します。

⇒緑化協議の壁面緑化について条件を満たした場合、高さ1m以上の緑化施設についても緑化面積に算入可能となります。

【変更前】 → 【変更後（令和6年4月1日から）】



$$\text{緑化面積} = (A + B + C) \times 1 \text{ m}$$



緑化面積 = 壁の正面から見た際の 部分の面積（鉛直投影面積）
 ※ただし、1 m毎に算出基準を満たす必要あり。

【施行時期】

- ・ 1～3は、令和6年4月1日より適用開始します。（基準や各種様式が変更されます）
- ・ 令和6年3月31日以前に受付を行っている申請については、従前の様式を用いて御手続きを完了させることができます。

第1号様式(第3条第1項)

緑化協議(変更)申出書

年 月 日

(申出先)

横浜市長

申出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話

★申出時と変更時の様式は共通です。
(変更専用の様式はありません)

緑の環境をつくり育てる条例第9条第1項の規定に基づき、建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存の推進に関する計画について協議したいので、次のとおり申し出ます。

建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 地 名 地 番	
用 途 地 域	
建 築 物 の 工 事 種 別	
建 築 物 の 種 類	
建 築 面 積	
敷 地 面 積	
緑化施設の面積と種別	
緑 化 率	
建 築 物 の 工 事 期 間	
協議結果通知年月日 及び番号並びに変更の理由 (変 更 の 場 合)	変更の場合は、当該欄も記載して下さい。
連 絡 先	
備 考	受 付

緑化率適合証明（変更）申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話★申請時と変更時の様式は共通です。
(変更専用の様式はありません)

都市緑地法施行規則第29条の規定に基づき、都市緑地法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 建築物の工事種別	
3 緑化施設の概要、規模、種別及び配置	
概要及び規模	
種別	
配置	
4 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	
緑化施設の面積	
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合（緑化率）	
当該敷地に適用される緑化率の最低限度	
根拠法第 条 第 項（ ）	
5 建築着工予定年月日	
6 適合通知年月日及び番号（変更の場合）	
	変更の場合は、当該欄も記載して下さい。
7 変更の理由（変更の場合）	
8 備考	

(注意) 緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算してください。

(A4)

緑化率適合証明（変更）申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

地区計画緑化のみが適用される場合には上段、
地区計画緑化及び緑化地域制度が適用される場
合には下段に Check !

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第 19 条又は第 20 条の規定
横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第 19 条又は第 20 条の規定及び
 都市緑地法第 35 条又は第 36 条の規定
 に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
区域又は地区名	
敷地面積	
2 建築物の工事種別	
3 緑化施設の概要、規模、種別及び配置	
概要及び規模	
種別	
配置	
4 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	
緑化施設の面積	
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合（緑化率）	
地区整備計画等による緑化率の最低限度	
緑化地域による緑化率の最低限度	
5 建築着工予定年月日	
6 適合通知年月日及び番号（変更の場合）	
7 変更の理由（変更の場合）	変更の場合は、当該欄も記載して下さい。
8 備考	

(注意) 緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第 9 条の規定に基づいて計算してください。